

特定非営利活動法人さいたまスポーツクラブ会員細則

(総則)

第1条 この細則は、特定非営利活動法人さいたまスポーツクラブ(以下この「法人」という)の定款の定められた事項のほか、この「法人」の会員に関し必要な事項を定める。

(会員の種別)

第2条 会員は次の2種別として、このうち正会員は、議決権を有する特定非営利活動促進法上の社員とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同し、入会した個人

(2) 賛助会員

この法人の目的に賛同し、事業に対して支援を行う個人および団体

(会費の種類および金額)

第3条 会員が納入すべき会費は、以下のとおりとする。

| 会員の種別 | 入会金 | 年会費(個人) | 年会費(団体) |
|----------|-----|------------------|-------------------|
| (1) 正会員 | なし | 2,000円 | |
| (2) 賛助会員 | なし | 1口以上 1口5,000円 | 1口以上 1口30,000円 |

(会費の納入)

第4条 会費は、途中入会の場合を除いて、該当年度当初4月末日までに納入することを原則とする。

第5条 会費納入の免除および減免については、理事会の議決を要するものとする。

(細則の変更または廃止)

第6条 本細則の変更または廃止は、総会の議決を要するものとする。

付則 この細則は、平成22年6月13日より施行する。

入 会 申 込 書

年 月 日

特定非営利活動法人さいたまスポーツクラブの主旨に賛同し、会費を添え入会申し込み致します。

会員の種別 (1) 正会員(個人) 賛助会員-1(個人) _____ 口 _____ 円
賛助会員-2(団体) _____ 口 _____ 円

| | | | |
|------------|-----|------|--------|
| 氏 名 (ふりがな) | 性 別 | 住 所 | |
| | 男・女 | 〒 | |
| 電話番号 | | 携帯電話 | Mail : |